

第 71 号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第4項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。